

平成 27 年 8 月 20 日
企 画 部 財 政 課

平成 28 年度当初予算編成に関する基本方針等

- 1 平成 28 年度予算編成に関する基本方針（副区長依命通達） 1

- 2 平成 28 年度予算編成事務処理方針について（企画部長通知） 3
 - (1) 平成 28 年度予算編成事務処理方針について 3
 - (2) 平成 28 年度予算編成予定表 6
 - (3) 〔別紙 1〕平成 28 年度予算編成における経費区分について 7
 - (4) 〔別紙 2〕平成 28 年度一般財源各部等配分額 9
 - (5) 〔別紙 3〕平成 28 年度節別留意事項および見積り・積算基準について（省略）
 - (6) 〔別紙 4〕様式および提出書類 (省略)
 - (7) 〔別紙 5〕財務会計システム入力の留意点 (省略)

(案)

27 練企財第 1 5 2 号

平成 27 年 8 月 日

様

副 区 長

山 内 隆 夫

黒 田 叔 孝

平成 28 年度予算編成に関する基本方針（依命通達）

区は本年 3 月、新しい区政運営の羅針盤となる「みどりの風吹くまちビジョン」（以下、「ビジョン」という。）を策定し、6 月には、今後 3 年間の具体的な取組と事業費を示すアクションプランを公表した。加えて現在、「(仮称) 区政改革計画」の策定に向けた検討を進めており、平成 28 年度はその初年度にあたることから、「改革ねりま」を現実のものとする取組の強化が求められる。

我が国の社会経済情勢を見ると、景気は、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果などにより、緩やかな回復基調を持続していくことが期待されている。ただ、中国経済をはじめとした海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクもあることから、景気動向の先行きは予断を許さない。

区の平成 26 年度普通会計決算では、経常収支比率は 86.1% となり、前年度に比べ 0.1 ポイント改善したものの、依然として適正水準を超えている状況にある。歳出においては、扶助費が過去最大となる 794 億円に達し、5 年前に比べ 272 億円、52.1% 増となった。今後も少子高齢化の進行による社会保障関係経費の増加は不可避であり、区財政の硬直化が懸念される。

一方、区の基幹的歳入である特別区財政調整交付金は、その原資である法人住民税の一部国税化が断行され、毎年 50 億円を超える減収を余儀なくされる。平成 29 年度以降は、地方法人課税の不合理的な見直しが拡充され、区の一般財源がさらに減少する可能性が極めて高い。従って、引き続き厳しい財政運営を強いられることは明白である。

このような状況下で、持続可能な財政運営と、将来を見据えた戦略的な施策の実施を両立するには、無駄を徹底的に省きつつ、モデルなき未知の時代における区民サービスの在り方を見極め、新たな発想で知恵と工夫を凝らすことが重要である。(仮称) 区政改革計画を策定する目的もここにある。

そこで、平成 28 年度予算編成にあたっては、

- (1) ビジョンに掲げる18の戦略計画を着実に推進する予算となるよう、必要経費、スケジュールなどを精査し工夫すること。
- (2) すべての事務事業を区政改革につなげる視点で、区民サービスの向上を根幹に据え根本から見直しを行うこと。
- (3) 職員自らが経営的視点を意識し、安易な前例踏襲に陥ることなく、事業の必要性や財政的効果の検証を徹底すること。各部等の部長は、職員一人ひとりが事業コストや費用対効果を十分認識するよう指導すること。

とする。

については、下記事項に留意し、平成28年度予算の編成に取り組みたい。

この旨、命により通達する。

記

- 1 ビジョンおよびアクションプランの実施2年目を迎えるにあたり、初年度の取組状況、財政的効果の検証を行うこと。より着実な実施に向け、可能な限り財政負担を軽減し、計画的かつ効率的な予算となるよう所要額の精査を行うこと。
- 2 (仮称) 区政改革計画の検討状況を踏まえながら、区民サービスの在り方、受益と負担の方向性など広範な視点から見直すこと。行政と民間の役割分担を明確化し、優れた民間ノウハウの活用とともに、真に行政により提供されるべきサービスにおいては、国や都に先んじて積極的に事業を展開するなど、質の高いサービスの実現に資するあらゆる方策を検討すること。
このうち可能なものは、平成28年度当初予算に反映すること。
- 3 予算編成の根幹をなす歳入については、既存の特定財源にとどまらず、あらゆる手法を駆使して多様な財源確保に努めること。
特に区税および国民健康保険料などについては、引き続き収納対策の強化による収納率の向上と滞納額の縮減を図ること。あわせて各種事業において受益者負担の適正化を図るなど、歳入の確保に努めること。
また、国庫・都支出金については、国・都の動向を注視し、遺漏なくその確保に努めるとともに、削減・廃止などが行われた際には、原則として事業の縮小・廃止を検討すること。
- 4 新規事業および事業のレベルアップについては、スクラップアンドビルドの手法によること。その必要性や将来展望、課題について明らかにしたうえで、既存事業の縮小・廃止や統合などにより生み出された財源の範囲内で見積もること。また、効率性を追求し、低コスト・高サービスを志向すること。

以上

各部（室・局）長 様

企画部長 中 村 啓 一

平成 28 年度予算編成事務処理方針について

平成 28 年度予算編成にあたっては、平成 27 年 8 月 日付け「平成 28 年度予算編成に関する基本方針（依命通達）」を踏まえ、下記の事項に留意して編成願います。

記

[1] 枠配分予算について

- 1 厳しい財政状況が続く中、区民からは最少の経費で最大の効果が発揮されるよう予算を編成することが求められている。これを実現するためには事業の実施主体である各部等が責任をもって自主的に事業の見直し・改善を進めていく必要がある。このため、各部等で効率的に予算を編成するため枠配分方式を継続する。具体的には、A B C 経費別の基礎数値の算出調査により決定した A 経費に係る一般財源を配分する。
- 2 枠配分額は、平成 28 年度財政フレームで見込まれる一般財源から、B C 経費の財源を留保した残りの額を原資とする。なお、平成 28 年度の枠配分額については、マイナスシーリングは行わない。
- 3 各部等の配分額は別紙 2 のとおりである。各部等では、枠配分方式の趣旨を踏まえ、独自の新規事業の展開、事業の充実を図る場合も各部等の配分額を活用し、枠の範囲内において適切に予算を編成し、査定書を提出すること。

[2] 歳出について

- 1 限られた財源を最大限有効に活用し、真の区民ニーズに応える施策を展開するために、全ての事業について、その意義、実績、費用対効果、実施体制等を精査点検し、事業の存廃を含めた根本的な見直しを行った上で真に必要な経費のみ見積もること。
- 2 前年度において流用を行った経費については、必ず理由を確認し、実情に即して修正を行う等、積算の適正化を図ること。また、執行率が低かった経費、減額補正を行った経費については、必ず積算の見直しを行い、経費の精査を行うこと。（執行率が 90% 以下の経費については、原則として不用額の 2 分の 1 以上を減額して見積もること。）
- 3 施設の改修改築経費については、企画課・施設管理課等と十分に協議し、改修改築後の管理運営費を含めた長期的な費用対効果を検討した上で見積もること。
複合施設においては、経費やスケジュールについて関係各課間で調整を図った上で、いわゆる「大家」となる所管課が、責任を持って、全体的な経費の把握や進行管理を行うこと。
- 4 施設の管理運営費については、前例にとらわれることなく新たな視点をもって、事業の執行方法、管理運営方法および委託内容の規模・積算単価などの見直しを図り、工夫をこらして経費の削減に努めること。
なお、指定管理者制度適用施設の経費については、「指定管理者制度の適用に係る基本方針」およびその運用細目に基づき適切に見積もること。

- 5 補助金については、目的、必要性、支給対象、補助率、実績、効果、代替機能等の観点から縮小・廃止・統合も含めた抜本的な検証および補助金交付事務適正化のさらなる徹底を行うこと。予算見積りには、その結果を適切に反映すること。補助金的性質をもつ委託料や扶助費についても同様とする。
- 6 2か年以上にわたる支出負担行為を要する事業については、全体経費および執行計画を精査の上、債務負担行為を併せて見積もること。
契約日が平成28年10月1日以降で、工期が平成29年4月1日をまたぐ事業については、平成29年4月1日に予定されている消費税率の引き上げを考慮し、歳出額および債務負担行為額を見積もること。見積もりにあたっては、別途経理用地課から通知される予定の文書に基づいて行うこと。
なお、平成27年度中に公告・入札を必要とする工事等については、債務負担行為を設定していることが前提となるので、特に注意すること。
- 7 情報システム関連経費については、「平成28年度(27年度審査)情報化企画書の提出について」(平成27年5月28日付け27練企情第405号)を踏まえ、適切に見積もること。なお、予算化にあたっては、事前に情報化企画審査の可決定を受けていることが前提となるので、注意すること。

[3] 歳入について

- 1 歳入予算の見積りにあたっては、年度内に見込みうる額を細大漏らさず算定するとともに、未収金の縮減や収納率の向上に最大限努めること。
- 2 国庫および都支出金等については、より一層積極的な活用を図り、財源の確保に努めること。また、制度の変更、整理統合、補助率の見直しの動向に留意して見積もること。さらに、国・都補助金の廃止・縮小が明らかな事業は、原則として事業の廃止・縮小を前提として検討し、一般財源の増につながらないよう見直しを行うこと。
- 3 使用料および手数料については、実績を考慮し、漏れのないように見積もること。手数料について、国や都との関係において改定が予定されているものについては、改定後の金額に基づいて見積もること。
- 4 適切な受益者負担の導入や、印刷物の有償頒布の拡大、ネーミングライツ・広告料等、新たな収入の確保について検討し、その歳入を見積もること。

[4] 留意事項

- 1 経費は、A経費、B経費およびC経費に区分して見積もること。経費の区分に疑義のある場合は、財政課と事前調整を行うこと。
- 2 職員人件費については、別途通知する「平成28年度予算編成に係る給与関係費の見積りについて」に基づいて見積もること。
- 3 新規事業または既定事業における新規項目については、その概要を簡潔明瞭に説明した資料を作成して査定書または見積書に添付すること。その他、事業内容や積算根拠等について補足説明が必要な場合も、同様に説明資料を添付すること。

- 4 編成にあたっては、別紙1～5の説明資料を参照すること。
 なお、各種様式はグループウェア共有文書に掲載のものを利用すること。

別紙1	平成28年度予算編成における経費区分について
別紙2	平成28年度一般財源各部等配分額
別紙3	平成28年度節別留意事項および見積り・積算基準について
別紙4	様式および提出書類
別紙5	財務会計システム入力 of 留意点

[5] 提出期限および提出部数

- 1 A経費 平成27年10月13日(火)
- | | |
|------------------------|----|
| (1) 予算査定書 | 2部 |
| (2) 平成28年度当初予算A経費編成報告書 | 2部 |
- 2 B経費、C経費 平成27年10月20日(火)
- | | |
|---------------------------------|-----|
| (1) 予算見積書 | 3部 |
| (2) 款別BC経費一覧(指定様式) | 2部 |
| (3) 調書等(指定様式・該当する書式を提出) | |
| ① アクションプラン個別調書(A経費関連事業を含む) | 3部 |
| ② 平成28年度C経費個別調書 | 2部 |
| ③ 工事・設計委託予算見積調書(総括表) | 2部 |
| ④ 工事・設計委託予算見積調書(個別調書) | 2部 |
| ⑤ 債務負担行為関係資料 | 2部 |
| (4) その他説明資料(様式なし・調書等の補足として適宜提出) | 各2部 |
- ※1 調書等は区長査定に使用するため様式を指定する。予算要求にあたっては、指定様式での提出を必須とし、独自様式による資料は添付資料とすること。
- ※2 B経費および特別会計に計上される予算のうち、事業的性格が強いものは、独自様式によらず、C経費個別調書を使用すること。疑義がある場合は、財政課と事前協議すること。
- ※3 上記のほか、平成28年度当初予算における重点施策等に位置付けられる事業については、別途、(仮称)区長査定用プレゼンテーションシートの作成を依頼する。詳細は該当事業を所管する各部等へ個別に連絡する。
- 3 職員人件費見積書 平成27年11月10日(火)
- | | |
|-------|----|
| 予算見積書 | 2部 |
|-------|----|

平成28年度当初予算編成予定表

年	月	日	編 成 内 容 等
27	8	20	木 庁議・編成方針決定
	8	21	金 各部等庶務担当課長会・係長会
	8	24	月 予算事務説明会
	10	中旬	職員人件費見積り依頼
	10	13	火 <u>A経費査定書 財政課提出期限【厳守】</u>
10	20	火 <u>B経費、C経費見積書 財政課提出期限【厳守】</u>	
11	10	火 <u>職員人件費見積書提出期限【厳守】</u>	
12	上旬～	副区長査定、政策経営会議（区長査定）	
12	中旬～	予算内報、予算最終調整	
12	下旬	予算案内部決定	
28	1	下旬	庁議・予算案決定、予算案議会内示会、プレス発表
	2	中旬	平成28年第一回練馬区議会定例会
	3	中旬	予算案議決

各部等において、見積書作成・ヒアリング・査定および調整など。
※財務会計システムの要求／査定の切り替えは、
 財政課へ連絡。

財政課によるA経費ヒアリング

財政課によるB、C経費ヒアリング